

医療法人真木会に対する再生支援の完了について

2014年3月31日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2012年4月12日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年6月21日に法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

機構は、支援決定以後、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2013年12月24日に機構が保有する債権の弁済を受け、今般、実務面の引継ぎが全て完了したことから、本日までに専門家派遣を終了しております。

これらにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係るすべての再生支援を完了しました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

医療法人真木会

2. 買取決定にかかる債権の買取価格

機構は、再生支援対象事業者に対する元本949百万円の債権に関し、関係金融機関等から504百万円で債権買取等を行い、事業再生計画に沿って額面443百万円の放棄を行うとともに、その後事業収益による一部弁済（35百万円）を受けていましたが、2013年12月24日までに全額の完済を受けております。

（注）上記の債権買取等については、債権の買取りのほかに、これに代えて、機構が再生支援対象事業者に融資を行い、債務を当該資金で関係金融機関等に弁済した場合を含みます。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整、債権の買取り、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上